

農地転用をされた皆さまへ

平素より、国分寺市の公共下水道事業に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

農地の転用をされた方へ、下水道事業受益者負担金（以下、「負担金」という。）についてお知らせします。

受益者負担金とは・・・

下水道が整備されることで周辺環境が改善され、衛生的で快適な生活を送ることができるようになります。また、下水道が整備されていない地域に比べ、土地の利用価値も大きく向上します。

このように下水道が整備されたことで直接利益を受ける区域の住民や土地所有者の方に、その事業費の一部を負担していただくのが受益者負担金制度です。

負担金は、都市計画法第 75 条に基づき国分寺市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例により賦課されるもので、一度納めていただいた土地に再度賦課されることはありません。

下水道の設置当時に、農地であるため下水道を使用しない等の理由により、所有者等の申請に基づき負担金の支払いが猶予されている場合があります。当該地がこの支払猶予を受けている場合は、今回の転用により猶予理由が消滅し、負担金をお支払いいただくこととなります。後日下水道課より送付する納付書でお納めください。（納付書発行は、負担金額確認のためにお時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。）

猶予の有無の確認、また御不明な点等ございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。



国分寺市記念マンホール

国分寺市建設環境部下水道課業務係
〒185-8501 国分寺市泉町二丁目2番 18 号
(直通) 042-312-8676
(FAX) 042-325-1380